

健保 だより

2022 / 春 No.297

令和4年度
予算のご報告

 <http://www.kpk.or.jp/>

ご家庭へお持ち帰りください

一般保険料率を維持、介護保険料率は引き下げ

一般勘定 予算の基礎となった数値

※()内は前年度予算比

- 被保険者数…………… 18,000人 (-190人)
男…………… 13,795人 (-213人)
女…………… 4,205人 (+23人)
- 平均標準報酬月額…………… 350,000円 (+10,000円)
- 平均標準賞与年額…………… 830,000円 (+130,000円)
- 保険料率(一般)…………… 1000分の98.0

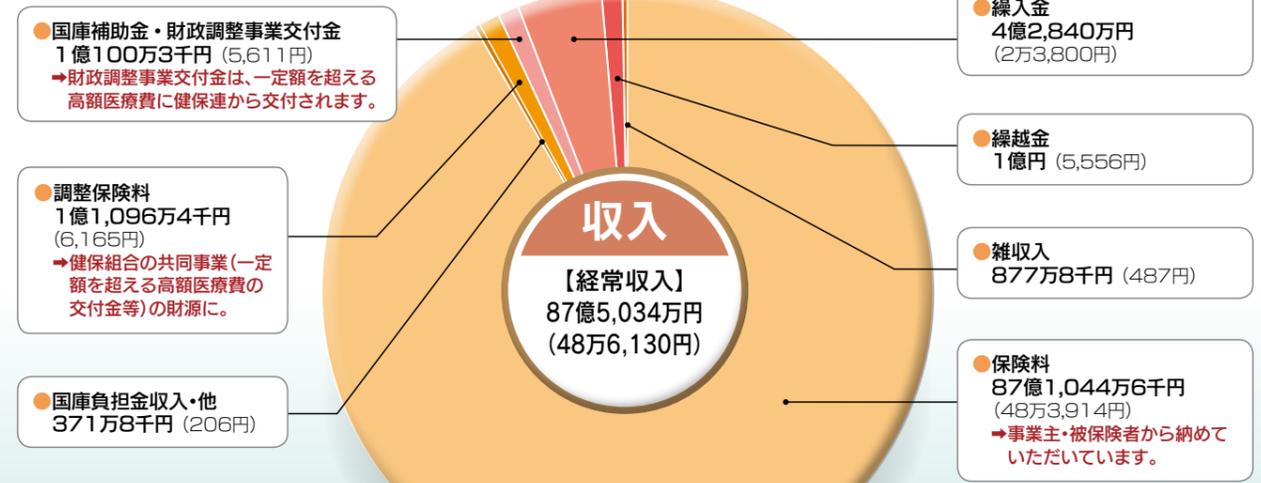
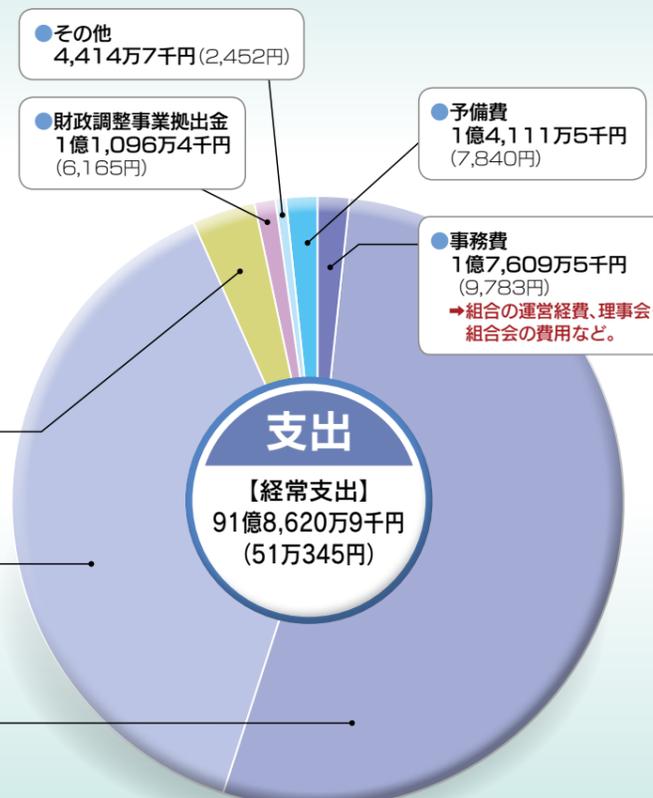
※事業主・被保険者とも1000分の49.0ずつ負担。
・特定保険料率1000分の40.132、調整保険率1000分の1.230を含む。
・特定保険料率とは、一般保険料率のうち高齢者医療への納付金にあてられる分を料率換算したもの。

一般勘定

◆令和4年度 予算のあらまし

予算総額 **94億6,330万9千円**
(52万5,739円)

※()内は被保険者1人当たり額



2月22日に開催(書面による議決)された第132回組合会で、当健保組合の令和4年度予算と事業計画が可決・承認されました。このページでは、そのあらましをご紹介します。

一般勘定

健保組合を取り巻く情勢

新型コロナウイルス感染症の発生以来、健保財政は多大な影響を受け続けています。また、今年度は団塊の世代約800万人が後期高齢者へと移行し始める年であり、高齢者医療への納付金は今後急増することが確実視されています。昨年6月に改正法が成立し、今年10月から一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口負担が2割になる予定ですが、現役世代の負担軽減には十分とは言えない内容です。昨年11月に社会保障制度全般の検討を行うための「全世代型社会保障構築会議」が立ち上げられましたが、積み残された数多くの課題について真摯かつ早急な議論が望まれます。健保組合は健康保険組合連合会とともに、人口減少と少子高齢化へ対応できる全世代型の社会保障制度の「構築」を強く求めてまいります。

納付金が一時的に減少

令和4年度は、予算の基礎となる標準報酬等の回復が見込まれますが、繰り返される感染症の蔓延により、先行きは不透明と言わざるを得ず、コロナ禍による落ち込みから脱したとは言えない状況です。一方、納付金は大幅に減少しますが、令和2年度の受診控えの影響による納付額精算のための一時的な現象です。また、医療費は受診控えの反動等による増加が見込まれます。当健保組合は平成29〜令和元年度、50周年記念事業の一環として一般保険料率を1000分の2引き下げ、その後も厳しい社会情勢のなかみなさまの負担を考慮し、料率を維持してきました。今年度も積立金を取り崩し繰り入れることで、引き続き料率を維持することといたしました。当健保組合では各種事業の効率化に努め、医療費適正化のため被扶養者の資格確認や医療機関等からの請求のチェック強化、ジェネリック医薬品の使用促進などを推進してまいります。みなさまにおかれましては、適正受診、健康づくり等、医療費の節減にご協力お願いいたします。

令和4年度一般勘定予算のあらまし

●予算規模と経常収支
当健保組合の令和4年度予算は、総額94億6,330万円、被保険者1人当たり52万5,739円の規模となりました。実質的な収支である経常収支では4億3,586万円の赤字となる見込みです。

●主な費用
令和4年度は、保険料として87億1,044万円(被保険者1人当たり48万3,914円)を見込みました。前年度予算比で3億4,242万円の増収と見込んでいますが、支出に對し不足が見込まれるため、繰越金1億円と、別途積立金等からの繰入金4億2,840万円等で補います。

支出では、医療費等の保険給付費が、50億4,817万円(前年度予算比4・3%増)、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等の納付金は36億3,356万円(同12・1%減)と見込まれます。保険給付費と納付金で、保険料収入とほぼ同額となっている状況です。

納付金は、特定健診や特定保健指導の実施率が低いと加算されることがあります(P8)。年に1度必ず健診を受け、また対象となった方は必ず特定保健指導を受けていただきますようお願いいたします。

●健康づくり事業
平成30年度からスタートした第2期データヘルス計画に基づき、効率的に保健事業を展開してまいります。特定健診・特定保健指導を含む各種健診や健康増進、保養のために支出される保健事業費には、3億924万円(被保険者1人当たり1万7,180円)を予定しています。

★このほか収支の詳細は、グラフ(令和4年度予算のあらまし)をご覧ください。

令和4年度に実施する
保健事業

保険知識のPR

- 広報誌『健保だより』の発行
(6月・9月・1月・3月)
- ポスターの発行(年3回・随時)
- 健康者表彰(6月)
- ジェネリック通知(随時)
- 医療費のお知らせ(2月)
- ホームページによる情報提供
- 赤ちゃんとママ社「育児雑誌」の配布(年間)

病気の予防と早期発見

- 男女生活習慣病予防健診(4月～12月)
- 春季婦人生活習慣病予防健診(4月～8月)
- 人間ドック(4月～12月)
- 脳ドック(年間)
- 特定健康診査(4月～12月)
- 特定保健指導(年間)
- 家庭用救急薬品配付(11月)
- インフルエンザ予防接種(健保契約料金)(10月～1月)
- 健診受診勧奨通知書及び重症化予防受診勧奨通知書の送付(随時)

健康増進

- プール施設利用補助(7月～9月)
- 健康づくりセンター「へるすぴあ」(電設工業健保組合の施設)の割引利用(年間)
- スポーツクラブ「ルネサンス」との法人契約(年間)
- FUJIYAMA倶楽部の優待利用(年間)

心と体の保養

- 契約保養施設(JTB契約保養所、直接契約保養所、休暇村)の利用補助(年間)
- 共同利用保養所の利用(年間)
- リゾートトラストの会員料金での利用(年間)



東京都金属プレス工業健康保険組合

保険料額表

令和4年3月分～令和5年2月分

等級	標準報酬 月額(円)	報酬月額 円以上 円未満	健康保険料(円)			(再掲) 特定保険料 合計	介護保険料(円)			保険料合計(円)		
			被保険者	事業主	合計①		被保険者	事業主	合計②	被保険者	事業主	合計①+②
			49.0/1000	98.0/1000	40.132/1000		8.5/1000	17.0/1000	57.5/1000	115.0/1000		
1	58,000	58,000	2,842	2,842	5,684	2,328	493	493	986	3,335	3,335	6,670
2	68,000	63,000～73,000	3,332	3,332	6,664	2,729	578	578	1,156	3,910	3,910	7,820
3	78,000	73,000～83,000	3,822	3,822	7,644	3,130	663	663	1,326	4,485	4,485	8,970
4	88,000	83,000～93,000	4,312	4,312	8,624	3,532	748	748	1,496	5,060	5,060	10,120
5	98,000	93,000～101,000	4,802	4,802	9,604	3,933	833	833	1,666	5,635	5,635	11,270
6	104,000	101,000～107,000	5,096	5,096	10,192	4,174	884	884	1,768	5,980	5,980	11,960
7	110,000	107,000～114,000	5,390	5,390	10,780	4,415	935	935	1,870	6,325	6,325	12,650
8	118,000	114,000～122,000	5,782	5,782	11,564	4,736	1,003	1,003	2,006	6,785	6,785	13,570
9	126,000	122,000～130,000	6,174	6,174	12,348	5,057	1,071	1,071	2,142	7,245	7,245	14,490
10	134,000	130,000～138,000	6,566	6,566	13,132	5,378	1,139	1,139	2,278	7,705	7,705	15,410
11	142,000	138,000～146,000	6,958	6,958	13,916	5,699	1,207	1,207	2,414	8,165	8,165	16,330
12	150,000	146,000～155,000	7,350	7,350	14,700	6,020	1,275	1,275	2,550	8,625	8,625	17,250
13	160,000	155,000～165,000	7,840	7,840	15,680	6,421	1,360	1,360	2,720	9,200	9,200	18,400
14	170,000	165,000～175,000	8,330	8,330	16,660	6,822	1,445	1,445	2,890	9,775	9,775	19,550
15	180,000	175,000～185,000	8,820	8,820	17,640	7,224	1,530	1,530	3,060	10,350	10,350	20,700
16	190,000	185,000～195,000	9,310	9,310	18,620	7,625	1,615	1,615	3,230	10,925	10,925	21,850
17	200,000	195,000～210,000	9,800	9,800	19,600	8,026	1,700	1,700	3,400	11,500	11,500	23,000
18	220,000	210,000～230,000	10,780	10,780	21,560	8,829	1,870	1,870	3,740	12,650	12,650	25,300
19	240,000	230,000～250,000	11,760	11,760	23,520	9,632	2,040	2,040	4,080	13,800	13,800	27,600
20	260,000	250,000～270,000	12,740	12,740	25,480	10,434	2,210	2,210	4,420	14,950	14,950	29,900
21	280,000	270,000～290,000	13,720	13,720	27,440	11,237	2,380	2,380	4,760	16,100	16,100	32,200
22	300,000	290,000～310,000	14,700	14,700	29,400	12,040	2,550	2,550	5,100	17,250	17,250	34,500
23	320,000	310,000～330,000	15,680	15,680	31,360	12,842	2,720	2,720	5,440	18,400	18,400	36,800
24	340,000	330,000～350,000	16,660	16,660	33,320	13,645	2,890	2,890	5,780	19,550	19,550	39,100
25	360,000	350,000～370,000	17,640	17,640	35,280	14,448	3,060	3,060	6,120	20,700	20,700	41,400
26	380,000	370,000～395,000	18,620	18,620	37,240	15,250	3,230	3,230	6,460	21,850	21,850	43,700
27	410,000	395,000～425,000	20,090	20,090	40,180	16,454	3,485	3,485	6,970	23,575	23,575	47,150
28	440,000	425,000～455,000	21,560	21,560	43,120	17,658	3,740	3,740	7,480	25,300	25,300	50,600
29	470,000	455,000～485,000	23,030	23,030	46,060	18,862	3,995	3,995	7,990	27,025	27,025	54,050
30	500,000	485,000～515,000	24,500	24,500	49,000	20,066	4,250	4,250	8,500	28,750	28,750	57,500
31	530,000	515,000～545,000	25,970	25,970	51,940	21,270	4,505	4,505	9,010	30,475	30,475	60,950
32	560,000	545,000～575,000	27,440	27,440	54,880	22,474	4,760	4,760	9,520	32,200	32,200	64,400
33	590,000	575,000～605,000	28,910	28,910	57,820	23,678	5,015	5,015	10,030	33,925	33,925	67,850
34	620,000	605,000～635,000	30,380	30,380	60,760	24,882	5,270	5,270	10,540	35,650	35,650	71,300
35	650,000	635,000～665,000	31,850	31,850	63,700	26,086	5,525	5,525	11,050	37,375	37,375	74,750
36	680,000	665,000～695,000	33,320	33,320	66,640	27,290	5,780	5,780	11,560	39,100	39,100	78,200
37	710,000	695,000～730,000	34,790	34,790	69,580	28,494	6,035	6,035	12,070	40,825	40,825	81,650
38	750,000	730,000～770,000	36,750	36,750	73,500	30,099	6,375	6,375	12,750	43,125	43,125	86,250
39	790,000	770,000～810,000	38,710	38,710	77,420	31,704	6,715	6,715	13,430	45,425	45,425	90,850
40	830,000	810,000～855,000	40,670	40,670	81,340	33,310	7,055	7,055	14,110	47,725	47,725	95,450
41	880,000	855,000～905,000	43,120	43,120	86,240	35,316	7,480	7,480	14,960	50,600	50,600	101,200
42	930,000	905,000～955,000	45,570	45,570	91,140	37,323	7,905	7,905	15,810	53,475	53,475	106,950
43	980,000	955,000～1,005,000	48,020	48,020	96,040	39,329	8,330	8,330	16,660	56,350	56,350	112,700
44	1,030,000	1,005,000～1,055,000	50,470	50,470	100,940	41,336	8,755	8,755	17,510	59,225	59,225	118,450
45	1,090,000	1,055,000～1,115,000	53,410	53,410	106,820	43,744	9,265	9,265	18,530	62,675	62,675	125,350
46	1,150,000	1,115,000～1,175,000	56,350	56,350	112,700	46,152	9,775	9,775	19,550	66,125	66,125	132,250
47	1,210,000	1,175,000～1,235,000	59,290	59,290	118,580	48,560	10,285	10,285	20,570	69,575	69,575	139,150
48	1,270,000	1,235,000～1,295,000	62,230	62,230	124,460	50,968	10,795	10,795	21,590	73,025	73,025	146,050
49	1,330,000	1,295,000～1,355,000	65,170	65,170	130,340	53,376	11,305	11,305	22,610	76,475	76,475	152,950
50	1,390,000	1,355,000円以上	68,110	68,110	136,220	55,783	11,815	11,815	23,630	79,925	79,925	159,850

1) 令和4年3月1日からの健康保険料率は、昨年度と同率の1000分の98.0となりました(特定保険料再掲は、高齢者医療に要する支援費用となります)
 2) 介護保険料率は、1000分の17.0となりました
 3) 保険料月額……標準報酬月額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)
 4) 賞与に係る保険料月額……標準賞与額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)
 (注1) 標準賞与額……賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額
 (注2) 標準賞与額の上限額……毎年4月1日から翌年3月31日までの標準賞与額の累計額が573万円を超える場合は、573万円を上限額とする

介護勘定 ◆令和4年度 収入支出予算概要表

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
介護保険収入	987,105	介護納付金	1,020,017
繰入金	35,000	介護保険料還付金	10
雑収入	5	積立金	1,000
合計	1,022,110	予備費	1,083
		合計	1,022,110

介護勘定 予算の基礎となった数値 ※ () 内は前年度予算比

- 介護保険第2号被保険者数 ……13,928人(-19人)
- 介護納付金の1人当たり概算額 ……81,948円(+1,815円)
- 介護保険第2号被保険者たる被保険者数 ……10,500人(+150人)
- 平均標準報酬月額 ……385,000円(+6,500円)
- 平均標準賞与年額 ……910,000円(+160,000円)
- 介護保険料率



介護納付金の算出に総報酬割が導入されています

介護納付金は、従来は、加入者数に応じて負担する「加入者割」で算出されていましたが、平成29年8月から、報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が導入されました。令和2年度からは全面総報酬割となり、報酬水準が高めの健保組合では介護納付金の負担が増えています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総報酬割の比率	1/2	3/4	全面

令和4年度「介護勘定予算」の概要
 介護保険料につきましては、毎年、国より当健保組合に割り当てられた概算介護納付金の額をもとに保険料率の計算(見直し)を行うこととなっております。

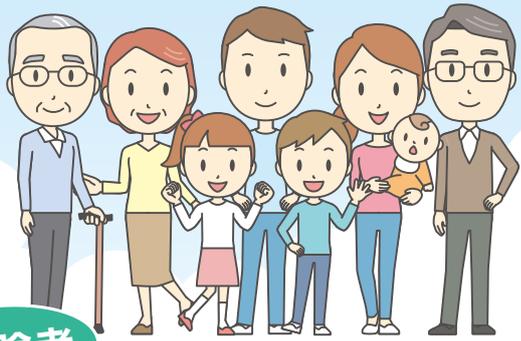
令和4年度の当健保組合の概算介護納付金は10億2,001万7千円となったことから、その支払に必要な保険料率を計算すると1000分の17・57となりますが、準備金を収入に補てんし、令和4年度の介護保険料率は1000分の1引き下げ1000分の17・0となりました。なお、令和4年度予算の介護保険収入は9億8,710万5千円(介護保険第2号被保険者たる被保険者1人当たり9万4,010円)となっております。

介護勘定

- 退職したとき
- 被扶養者でなくなったとき

届出が必要です!!

必ず



保険証を返却してください

当健保組合の被保険者または被扶養者でなくなったときは、資格喪失日・扶養削除日から当健保組合の保険証は使用できません。

被保険者

● 会社を退職したとき

- 保険証が使用できるのは退職日までで、翌日からは使用できません。扶養する家族も同時に資格を失うこととなりますので、ご自分と扶養する家族の保険証を、5日以内に退職した会社に返却してください。

● 任意継続被保険者でなくなったとき

- 任意継続の期間は2年ですが、途中で別の健保組合に加入したり、75歳になって後期高齢者医療制度に加入する場合など、任意継続被保険者でなくなったときは、保険証を返却してください。

被扶養者

● 収入額が変わったとき

- 被扶養者の年収が130万円※（原則として月額が108,334円）以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。
※60歳以上または障害がある場合は年収180万円以上（老齢年金、障害年金、遺族年金等を含む）。
- 共働き夫婦が子どもを共同で扶養する場合、被扶養者を扶養する被保険者の収入が配偶者より少なくなった（原則として年間収入が多いほうの被扶養者になる）。

● 別居した・仕送り額を変更したとき

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族※が、被保険者と別居した。
（進学等により別居となったときは、仕送り額と被扶養者の収入額を必ず確認してください。）
※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族（三親等内）は同居でなければ被扶養者として認定されません。
- 別居している被扶養者への仕送りをやめたときや仕送り額が被扶養者の収入を下回った。

● 失業給付金を受給したとき

- 被扶養者が基本手当日額3,612円（60歳以上は5,000円）以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

● 就職・他の健保組合に加入したとき

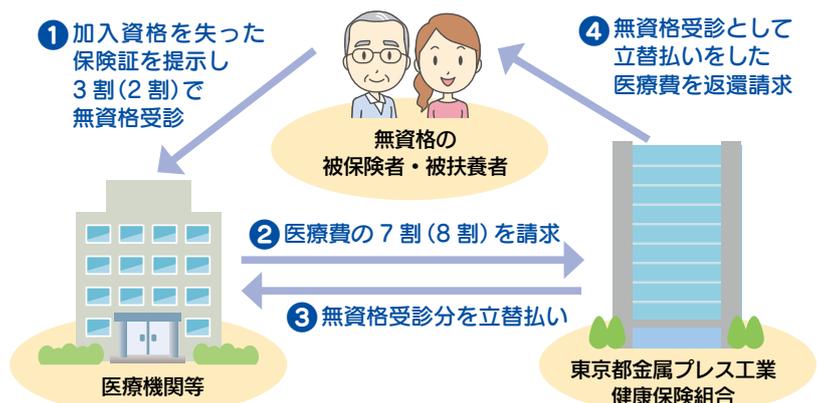
- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- 短時間で働く被扶養者が、パート先で被保険者になった。

もし誤って使用した場合は…

当健保組合が負担した医療費を返還していただくことになります

当健保組合の加入資格を失った後、当健保組合の保険証を使って病院にかかった場合は、当健保組合が負担した医療費を返還していただき、その後、あらためて新しい健保組合等へご請求いただくことになります。当健保組合と新しく加入した健保組合等にそれぞれ手続きが必要になりますので、加入資格を確認したうえで保険証を使うようにしてください。

返還請求までの流れ



令和4年度

医療費が変わります

医療サービスの公定価格である「診療報酬」は、原則2年に一度改定が行われます（「薬価等」部分は令和3年度から毎年改定）。令和4年度の診療報酬改定は、医師の人件費や技術料にあたる「本体」部分は+0.43%、薬と医療材料の価格にあたる「薬価等」部分は▲1.37%の改定となります。

みなさんが医療機関を受診する際に影響する、主な変更点をお知らせします。

令和4年度 診療報酬改定率

「本体」部分 + 0.43%
「薬価等」部分 ▲ 1.37%

令和4年4月からの変更点

◆ 一定期間内、繰り返し使えるリフィル処方箋が導入されます

リフィル処方箋が導入され、症状が安定している慢性疾患の患者は一定期間内であれば医療機関を再診しなくても薬の処方箋を繰り返し利用できるようになります。患者の通院の負担軽減につながり、受診回数が減ることで医療費抑制も期待されます。

なお、投薬量に限度がある新薬や向精神薬、湿布薬は対象外となります。

- 処方箋様式を変更して「リフィル可」チェック欄を新設し、医師がリフィルによる処方が可能と判断した場合に、処方箋の「リフィル可」欄に✓点、使用回数が記入される。
- リフィル処方箋の総使用回数の上限は3回まで。
- 2回目以降は、前回調剤日を起点に投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後7日以内に調剤してもらう。



◆ コロナ特例措置の終了後も初診からのオンライン診療が可能になります

新型コロナウイルス感染拡大への対応で特例的に認められている、初診からのオンライン診療が恒久化されます。かかりつけ医による診療が原則です。オンライン診療は対面診療と組み合わせて行います。

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、初診料、再診料が新設され、医療機関と患者との間の時間・距離要件や実施割合の上限は撤廃されます。オンラインでの初診料は対面より37点低く設定されています。

- 初診料（情報通信機器を用いた場合） …… 251点
- 再診料（情報通信機器を用いた場合） …… 73点
- 外来診療料*（情報通信機器を用いた場合） …… 73点

*一般病床200床以上の病院の再診

令和4年10月からの変更点

◆ 大病院受診時の定額負担が拡大されます

大病院への軽症患者の集中を防ぐため、紹介状なしで大病院を受診した場合、患者は初診では5,000円以上、再診では2,500円以上を全額自己負担しています。この定額負担が引き上げられ、引き上げ分は保険給付から差し引かれます。

定額負担を徴収しなければならない医療機関の対象範囲が、「紹介受診重点医療機関*」のうち一般病床200床以上の病院にも拡大されます。

*紹介患者への外来を基本とする医療機関として新たに明確化される。

- 定額負担の金額（医科） …… 初診7,000円以上 再診3,000円以上
- 定額負担の金額（医科）のうち保険給付から差し引かれる点数 …… 初診200点 再診50点

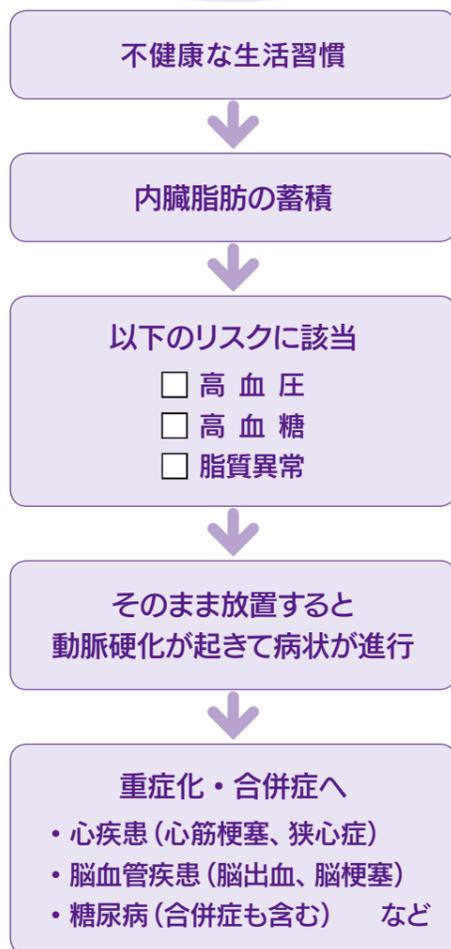
*窓口での患者負担は、表示点数（1点＝10円）の3割となる（未就学児は2割、70歳以上は原則2割）。

健診知識 +

「自分は大丈夫」って安心してない？ 健診を受けて、生活習慣病を回避しよう！

特定健診とは、生活習慣病につながるメタボリックシンドローム（以下、メタボ）予防を目的とした健診で、40～74歳のすべての方が対象です。身体計測や尿検査などの基本的な項目を調べる一般健診とは異なり、メタボリスクの有無を検査します。リスクがある場合は、保健師や管理栄養士などのプロからアドバイスを受けながら生活習慣改善を行う、特定保健指導に取り組むことになります。

こんなにコワイ！ メタボのリスク



メタボと聞くと、単なる肥満を思い浮かべる方も多いかもありませんが、脂肪が内臓に蓄積し、検査数値が一定基準を超えるなど生活習慣病のリスクが高い状態のことをいいます。進行すると、動脈硬化が起きやすくなり、心疾患や脳血管疾患を引き起こす危険性が高まります。日本における特定健診受診者の男性で約24%、女性で約7%がメタボに該当するとされています(※)。

(※)厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ(令和元年)」より

メタボは進行すると
動脈硬化へつながる危険性が！

メタボの要因をチェックしよう

- 不規則な食生活
- 栄養バランスの偏った食事
- 運動不足
- 睡眠不足
- 喫煙
- お酒の飲みすぎ など

心当たりは
ない？



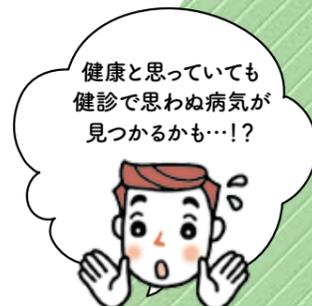
今すぐスケジュールを確認して、早めに健診を予約しよう！

医療機関によっては、早めに予約をしないと枠が埋まって受診しづらくなる可能性があります。「今は忙しいから」と後回しにせず、案内が届いたら自身のスケジュールを確認して早めに受診予約をするように習慣づけましょう。

毎年の健診で病気を予防しよう！

あなたの健診知識、それほどいい？

体調に問題がないときは、健診の案内が届いても敬遠しがち。しかし、初期段階では自覚症状がなく、気づいたときには悪化しているという病気も少なくありません。健診は、表面化しにくい「病気の芽」を見つけ、早期治療へとつなげるために欠かせないものです。後悔しないためにも、自己判断をせずに健診を受けましょう。



「自分はちゃんと健診を受けている」と思っている人も、前回受けた健診結果を見てみたら、健診日が2年前...といったことになっていませんか？ 受けていなかった期間に病気が進行し、発見が遅くなったり、重症化してしまったりは元も子ありません。年に一度、定期的な受診することが重要です。

健診は毎年定期的
受けねばいけません

そういえば...
前回受けた健診っていつだったっけ？



さらに 健診を受けると、 健保財政の負担軽減にも つながる

特定健診・特定保健指導の実施率が低いと、健保組合が国に納める「後期高齢者支援金」に、ペナルティとしての加算が課されてしまいます。支援金が増えると、健保財政を逼迫させる大きな原因となり、みなさんが支払う保険料が高くなる可能性も。実施率が高ければ減算されるので、積極的に受けましょう。

定期的な健診で、いいことたくさん！

- 01 体の経年変化を確認し病気を予防
 - 02 病気を早期に発見し治療へ
 - 03 医療費の負担が軽減される
- 毎年健診を受けていけば、体重や血圧、血糖値などの数値の経年変化を確認でき、生活習慣を見直すきっかけとして役立ちます。
- 生活習慣病の多くは自覚症状が出にくい傾向にありますが、健診で早期に発見できれば、治療をすぐに始められます。
- 大病になる前に発見・治療ができれば、医療費としての出費が少なくなり、家計の負担も軽減されます。



インタビュー
輝けるリーダーに聞く



監督生活で身についたのは 先を読む力“決断力”

北海道日本ハムファイターズ ゼネラルマネージャー

稲葉 篤紀



東京五輪で悲願の金
優勝の瞬間は安堵の思い

東京五輪で悲願の金メダルを獲得した野球日本代表「侍ジャパン」。
そのチームを4年間で作り上げたのが稲葉篤紀さんだ。自国開催かつコロナ禍による大会の1年延期、2024年パリ大会での実施種目除外など、プレッシャーをはねのけての快挙は日本中に感動をもたらした。

「優勝決定の瞬間はもう安堵の思いしありませんでした。大会延期など足踏みもありましたが、その間、頭角を現す若手選手に期待しようと思いつくなかにも必ずいい要素はあると信じて取り組んでいました。監督生活を通じ、情報や状況を瞬時に整理して決断する、先を読む力『決断力』が野球人の引き出しとして身についたと思います。自分を大きく変えることができた4年間でしたね」



世界と戦える組織とは？
稲葉流のマネジメント術

大会では5戦全勝と世界を相手に戦いぬいた。どんな状況でも一体となって目標へ突き進むチームづくり、また、個性豊かなプロ選手たちを束ねたマネジメント術も興味深い。講演会や取材では、その秘訣を必ず問われるというが……。
「実は秘訣とか特別なものはないんです。ただ、大切にしているのは『コミュニケーション』

ション”。チームでは一人ひとりが自分の役割を理解し、全うしてもらうことが大事。その思いを監督としてどう伝えるのか、どれだけ人の心を動かせるのか。私は口下手ですが、選手には挨拶や『体調はどうだ？』と些細なことでも声をかけて、何かを感じてもらえると信じてコミュニケーションをとっていました。

現役時代、自分も監督に話しかけられるとうれしかったし、見てくれているんだと思った経験があります。そこは今後も続けていきたいところです」



新たなステージでの挑戦
愛される強い球団づくり

五輪監督退任後は北海道日本ハムファイターズのゼネラルマネージャー(GM)に就任。チーム強化、球団経営と新たなステージに挑んでいる。

「ゼネラルマネージャーという新たに学べる場所をいただき、やりがいしかありません。強く、愛されるチームにすることに全力を尽くしたい。私は『全力疾走』という言葉が好きなのですが、スポーツって勝敗だけではなく、そこに至るまでのプロセスにも全力で取り組む選手の努力がある。それは感動や生きる希望を生み出します。観客のみならず、いつも全力で、いい球団だねと思ってもらえるよう、北海道にファイターズがいる意義を示していきたいですね」



プロフィール ● 稲葉篤紀 (いなば あつり)

1972年8月3日、愛知県生まれ。中京高から法大を経て、94年にドラフト3位でヤクルトスワローズへ入団。2004年のオフにFA(フリーエージェント)で北海道日本ハムファイターズへ移籍。06年には日本シリーズを制覇しMVP受賞。08年の北京五輪、09、13年のWBCに日本代表として出場。14年に現役引退。17～21年、日本代表監督として指揮し、東京五輪で金メダルに導く。その後、北海道日本ハムファイターズGMに就任。



©H.N.F.

第387回 理事会

【日 時】 令和4年2月15日(火)午後3時30分

【場 所】 金属プレス会館 5階役員会議室

【議決事項】 第1号議案：組合規約第4条別表の一部改正について

第2号議案：第132回組合会の招集及び組合会に提出する議案について

第132回 組合会

【日 時】 令和4年2月22日(火)

【議決事項】 第1号議案：令和4年度事業計画について

第2号議案：令和4年度収入支出予算について

第3号議案：重要財産の処分について

第4号議案：任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

第5号議案：健康保険組合規約の一部改正(案)について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止により書面による議決となりました。



事業所の削除

削除事業所

令和3年8月27日

● 国上精機工業 株式会社

神奈川県横浜市中区尾上町2-27

大洋建設関内ビル8階

令和3年10月1日

● 有限会社 京浜プレス工業所

大田区南蒲田2-28-10

契約医療機関の訂正

● 秋田県総合保健事業団 県北健診センター

【誤】 0186-63-0929

【正】 0186-63-1837

令和4年度

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が決定しました

法改正により、健康保険組合が規約を変更することで、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限を変更することが可能となりました。先月開催された第132回組合会において、標準報酬月額の上限は「前年9月末日の当健康保険組合の平均標準報酬月額」とすることが決定（従前と同じ決定方法）され、令和3年9月末日の平均標準報酬月額は、354,236円となり、令和4年4月からの任意継続被保険者の標準報酬月額は、25等級・36万円になります。

健康企業宣言

当健康保険組合で下記の事業所が認定されました。

「健康優良企業 銀 の認定証」

橋本精密工業 株式会社

株式会社 佐藤電機製作所

健康者表彰 今年も健康者表彰を実施します

1年間保険証を使わなかった方を表彰し、今年も記念品を贈呈します

【対象者】 当健保組合の被保険者で、下記の対象期間中に被保険者資格を有し、保険診療を受けなかった方。

※確認審査の段階で資格を喪失されている方は除きます。

※被扶養者(家族)が受診されても被保険者(本人)の受診がなければ該当します。

【対象期間】 令和3年1月1日～令和3年12月31日までの1年間

【申込方法】 事業所の担当者に申し出て、事業所経由で健康保険組合へ報告書をご提出ください。

記念品の発送

「記念品一覧」を令和4年5月初旬にお送りする予定ですので、その中からお選びください。記念品は6月中旬に事業所単位でお送りします。

★ ご不明な点は健保組合総務課までお問い合わせください。 ☎ 03(3634)5151



新しいジブン、 始めよう。

新生活のスタートに、新しいことを始めようと思っているあなた！
まず、カラダ磨きから始めてみませんか？
カラダを動かすと、自然とココロもリフレッシュ！
ルネサンスの充実のマシンで、運動習慣を始めましょう。

お得に始めるチャンス！春の入会キャンペーン実施中！ **4/2(土) ▶ 5/29(日)**

<p>月額固定 使いたい放題プラン</p> <p>おすすめ! 月々 9,570 円 (税込) Monthly コーポレート会員</p>	<p>都度払い 使う毎にお支払い</p> <p>1回 1,980 円 (税込) 1Day コーポレート会員</p>
<ul style="list-style-type: none">・事務手数料・月会費 1 ヵ月分・レンタル用品 通常3,630円/月(税込) 最大2ヵ月分 <p>タオル(大小セット)・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツ</p> <p>0 円</p>	<p>レンタル用品</p> <p>通常1,600円/回(税込)</p> <p>タオル(大小セット)・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツ</p> <p>0 円</p> <p>入会当日</p>

※特典は新規でコーポレート会員にご入会いただいた方(退会後7ヵ月以上経過している方も含む)のみ適用。また、8ヵ月以上、月額固定プランでご継続の方に限ります。
(1dayコーポレート会員は対象外です。) ※レンタル用品のお取り扱いはない店舗もございます。 2022年_840010232035

まずは見てから! **ラクラク見学予約はコチラ!** お手続きに必要なものなど詳細もご案内しています。

店舗の詳細はこちらから **ルネサンス 店舗一覧** **検索** 不明な点は、お電話ください **03-5600-5399** 平日 / 10:00~17:00

※ご利用は15才以上の方に限らせていただきます。※表面に記載の会員は、月ごとに変更可(変更手数料なし)。※以下の項目に該当する方の施設利用をお断りすることがあります。●医師等により、運動を禁じられている方 ●妊娠中の方 ●他人に感染する恐れのある疾病を有する方 ●酒気を帯びている方 ●刺青(タトゥー含む)のある方 ●ペット連れの方 ●反社会的勢力関係者 ●弊社の会員規約にご同意いただけない方 ●その他弊社が不適当と認めた方